事業分野

問題 平和構築への対応支援発送上国における地球規模

課題 6- 1 地球温暖化問題 への支援の拡充

課題 6-2 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化

> 課題 6-3 平和構築への 貢献

課題 6-4 災害への対応

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 17 年度年間事業 計画(同月策定)では、

- (1) 地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が開発途上国の経済成長に伴い急速に増加し、温暖化問題が一層深刻となっているなか、京都メカニズムに基づ〈新しい枠組みを活用したCDM案件やJI(注)案件等の温暖化対策に資する案件を推進する重要性が高い、
- (2)硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)の排出量増加がもたらす酸性雨問題は我が国のみならず地球規模で発生しており、これに加えて、水資源、感染症、人口問題等の地球規模問題についても、我が国の積極的な取り組みが求められている、
- (3)世界各地で地域・国内紛争が勃発しているなか、紛争の発生と 再発を予防し、安定的な発展を達成するための平和構築が国際課題として重要性を増しており、日本政府がODA大綱やODA中期政策でも重点課題の一つとして掲げている平和構築支援への取り組み強化が求められている、
- (4)地震や津波等のように国境を越えて甚大な被害をもたらす災害に対して、緊急支援のみならず中長期的な復興・再開発や災害予防・防止といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある支援が求められている、

との認識のもと、開発途上国における地球規模問題·平和構築への対応支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 地球温暖化問題への支援の拡充(課題 6-1)
- 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化 (課題 6-2)
- 平和構築への貢献(課題 6-3)
- 職 災害への対応(課題 6-4)
- (注) CDM: クリーン開発メカニズム。京都メカニズムの手法の一つで、先進国と 途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出 権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。
 - JI: 共同実施。温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

事業環境

地球温暖化に関しては、ロシアの批准により京都議定書が2005年2月に発効したことを受け、京都メカニズムを活用した温暖化問題への取り組みに対する関心が一層の高まりを見せました。また、地球温暖化以外の地球規模問題に関しても、開発途上国の人口増加や経済成長に伴い懸念される安全で安定した水資源供給について、2006年3月にメキシコで開催された第4回世界水フォーラムでその重要性が確認・議論されるなど、問題意識が高まってきています。また、HIV/エイズが開発途上国の多くで蔓延している他、アジア諸国で鳥インフルエンザが再発し、感染確定症例数に増加が見られる等、感染症の問題が深刻化しつつあります。

他方で、国際的支援の下で和平プロセスに着手したアフガニスタン、イラク等は依然として厳しい状況下にあり、他の開発途上国においても一触即発の火種を抱える地域が多く存在するなど、国際社会が協力して平和構築に取り組む必要性が一層高まっています。また、2004年12月(および2005年3月)のスマトラ沖大地震・インド洋津波による大災害に続き、2005年度には、パキスタン大地震、中央アメリカのハリケーン災害等、大規模自然災害が相次いで発生し、被災地への迅速な緊急支援や復興支援が国際社会に求められました。

平成17年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4 つの課題のうち、1 つが「 」、3 つが「 」との評価 結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

地球温暖化問題への支援の拡充(課題 6-1)

評価

地球温暖化対策について、中米経済統合銀行向けに複数の CDM 事業を対象とする事業開発等金融を供与するなど京都メカニズムを活用した案件支援を推進するとともに、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進に繋がるプロジェクトやチュニジアでの太陽光発電事業等、温室効果ガスの排出削減につながる事業を支援しました。今後とも、引き続き温室効果ガス排出抑制に資するプロジェクトを支援するとともに、京都メカニズムを活用した案件への取り組みが世界的に本格化しつつある状況を踏まえ、業務協力協定等を活用しつつ、従前以上に積極的に CDM 事業等への取り組みを行うことが求められます。また、我が国の企業が有する公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を推進する機会創出と支援が求められます。

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化(課題 6-2)

評価

水資源問題については、インドの総合流域保全事業やインドネシアの水資源開発事業、感染症問題ついては、感染症対策のトレーニングを含むベトナムの地方病院医療開発事業や、HIV/エイズ対策コンポーネントを支援対象に含めたインドの鉄道整備事業など、25 件の水資源・感染症問題に資する案件を支援しました。また、第4回世界水フォーラムでの水資源事業に係る本行の支援事例紹介や、第7 回アジア・太平洋地域エイズ国際会議におけるサテライト・ミーティングの開催のほか、鳥インフルエンザに関する調査等にも取り組み、知見やノウハウの発信と関係者間での共有に努めました。水資源・感染症等に資する承諾案件数は前年度と同水準を保ちましたが、計画を下回っており、相手国政府との政

策対話や調査等を通じて、中長期的な視点での的確なニーズ把握に努めることが重要です。

平和構築への貢献(課題 6-3)

評価

スリランカやイラク等、現地調査における治安面での制約がありながらも、国際機関や相手 国政府等の関係機関との連携により、調査や案件形成を効率的に進め、国際社会の平和構築のニーズ に対応しました。平和構築については、復興支援のみならず、中長期的な発展を目指した継続的な対応 が求められるところ、今後も、日本政府の外交政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みが必要です。

災害への対応(課題 6-4)

評価

近年、世界各地で大規模な自然災害が多発している中、2005 年度はスマトラ沖大地震・インド洋津波やパキスタン大地震、アルジェリア北部震災等の被災国に対して、国際機関や現地 NGO 等との連携により、支援ニーズを的確に把握し、迅速で効果的な支援に取り組みました。今後も、これまでの国際的援助連携、災害復興計画の立案協力、復興資金供与の経験を活かし、災害発生時の機動的かつ効果的な対応に努めるとともに、防災対策についても積極的に取り組むことが重要です。

課題 6-1

地球温暖化問題への支援の拡充

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献	(指標 1) 我が国が関与する CDM、JI 案 件(候補含む)向け出融資保証 承諾案件数	新規			5	1	8
	(指標 2) 相手国の指定国家機関(DNA)等 との業務協力協定の締結件数	新規			12	15	20
京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	(指標3) 温室効果ガス排出抑制に資す る案件に対する出融資保証承 諾案件数	14	26	33	21	32	17
	(指標 4) 我が国のクリーン・テクノロジー 等が活用された出融資保証承 諾案件数	10 4 2		9	5	5	
評価結果							

:優れた取り組みがなされたと評価します。 -: 外部環境の変化等により評価不能。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SERVICE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SE

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献

- ・(指標 1)の実績は計画を下回りました。2005 年 2 月の京都議定書発効を踏まえ、排出権取引は次第に活発化しつつありますが、具体的な案件形成に当初見込みよりも時間を要していること等がその原因です。 具体的な取り組みとしては、中米 5 カ国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ)の経済発展等を支援する国際機関である中米経済統合銀行(BCIE)向けに、複数の CDM(注 1)事業を対象とする事業開発等金融を供与しました。これにより、日本企業が優先的に排出権を購入できる条件を有する CDM 事業の形成が促進されるものと期待されます。なお、本融資は、2004 年度に BCIE と締結した業務協力協定に基づく協力関係が具体化したものです。
 - (注 1) クリーン開発メカニズム(CDM): 京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。
- ・(指標1)の対象ではありませんが、エジプトの風力発電事業(2003年度承諾)、インドネシアの地熱発電事業(2003、04、05年度承諾)、パラグアイの水力発電事業(2005年度承諾)などにおいて、CDMの適用に向けた手続きに着手しており、本行は適用実現のための調査や登録申請を支援しています。また、本行が出資する日本カーボンファイナンス(JCF)が中国の大手石炭会社とメタンガス回収事業から生じる排出権の購入契約を調印するなど、本行の CDM 事業の推進が成果をあげています(事例紹介参照)。

<事例紹介> 日本カーボンファイナンス(JCF)を通じた京都メカニズムへの取り組み

本行は日本政策投資銀行、民間企業とともに 2004 年度に JCF を設立しましたが、2005 年 11 月に JCF は中国山西省のメタンガス回収事業から生じる排出権の購入契約を現地事業者と締結しました。対象事業であるメタンガス回収事業は、アジア開発銀行や民間金融機関との協調融資として本行が 2004 年に事業開発等金融を供与したもので、炭鉱から大気中に放出されている炭鉱メタンガスを回収しそれを燃料として発電するほか、都市ガスとして供給する事業です。この事業により、年間約 200 万トンの排出権が発生することが見込まれており、JCF はこの排出権の一部を購入する契約を締結しました。JCF と現地事業者の契約が締結されたことは、事業本体に本行が融資していたことが寄与しており、本行が有する多様な金融ツールの活用により、日本側への排出権獲得につながったものです。

なお、JCF はこの他にも、インドの風力発電事業や肥料製造プラント省エネルギー事業、南アフリカのごみ埋立て処分場メタンガス回収事業等から発生する排出権の購入契約を締結しており、JCFを通じた京都メカニズムへの取り組みが本格化しています。

- ・(指標 2)の実績は計画を上回りました。アンデス開発公社、コロンビア環境省、中東欧環境センター、ペルー国家環境審議会、ペルー国家環境基金、パラグアイ環境庁等と協議を重ね、多数の業務協力協定を締結しました。
- ・なお、上記二つの指標の対象とはしていませんが、京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナーやワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。例えば、京都議定書発効に先立ち 2005 年 1 月に排出権取引制度が開始された欧州において、日本企業向けセミナー「CO2 キャラバン 2005 年欧州」をロンドン、フランクフルト、パリ、ブラッセル等の複数都市で開催しました。また、米州開発銀行との共催による米国ワシントン DC での中南米 CDM 関連ワークショップ、日本貿易振興機構(JETRO)や新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共催による名古屋での「京都メカニズム活用セミナー」、スペイン政府・JETRO 共催による東京での「スペイン・日本ビジネスセミナー」等において、排出権ビジネスの動向や本行の温暖化ガス排出削減事業への取り組みについて講演し、CDM 事業等の促進を働きかけました。

京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

- ・資源需要の急増や資源価格の高騰を受け、資源・エネルギーの有効利用や環境にやさしいクリーンエネルギーの活用が注目を集める中、(指標 3)については、実績は計画を上回りました。本行は温室効果ガス削減に貢献するため、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進を図るべく、オマーン、インドネシア、ロシア、オーストラリア等から液化天然ガスを本邦に輸入するための貸付を行いました。また、再生可能エネルギーや代替エネルギーの活用による地球環境負荷の軽減に寄与するため、インドネシアの水力・地熱発電、エジプトの太陽熱・ガス統合発電事業、チュニジアの太陽光発電事業向けの貸付を行いました。エジプトの事例は、太陽熱発電をガスコンバインドサイクル発電に取り込む世界的にも新しいタイプの統合発電所の建設を支援することで、環境分野における新技術の導入を後押しするものです(29 頁、事例紹介参照)。
- ・(指標 4)については、プロジェクト検討の遅延や融資要請取り下げ等の要因により、実績は計画を下回りました。具体的な事例としては、マレーシアにおける中比重木質繊維板の製造・販売事業向け融資や、チュニジアの太陽光発電事業等があり、後者は太陽電池等の日本が誇る優れた技術が活用されるものです。
- ・なお、上記指標の対象とはしていませんが、タイで開催された第一回アジア ESCO 会議(注)(2005年10月) に参加し、25 カ国からの参加者に対し、エネルギー効率化に向けた本行の融資事例等の取り組みを紹介

.....

しました。

(注2) ESCO: Energy Service Company の略です。ESCO事業は、顧客(工場・ビル・ホテル等)に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業です。

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・今後とも、引き続き温室効果ガス排出抑制に資するプロジェクトを支援するとともに、京都メカニズムを活用した案件への取り組みが世界的に本格化しつつある状況を踏まえ、業務協力協定等を活用しつつ、従前以上に積極的に CDM 事業等への取り組みを行うことが求められています。他方で、クリーン・テクノロジーの分野で日本企業は高い技術力を有しており、その技術力が活きる機会の創出を支援し、日本企業のビジネスと温暖化問題改善への取り組みの両立を図ることも重要です。

課題 6-2

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
		<u> </u>	, ,		計画	実績	計画
水資源·感染症·人口問題 への支援	(指標 1) 水資源・感染症・人口問題に 資する出融資保証承諾案件数		13	24	42	25	47
酸性雨問題軽減に資する 対策への支援	(指標 2) 酸性雨問題軽減に資する出 融資保証承諾案件数	新規			1	1	2
評 価 結 果							

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

📱 1 . 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

水資源・感染症・人口問題への支援

- ・(指標 1)の実績については、前年度までの水準を上回ったものの計画を下回りました。これは、水資源・植林・総合環境保全を対象とする対中円借款供与の遅延、相手国側の政策変更等の事情によるものです。 具体的な実績の例は以下のとおりです。
 - 水資源問題への取り組みとしては、インドでは、下水処理水の再利用を促進する下水道施設整備事業、山間地域でのモデル事業として類似地域への展開が期待される総合流域保全事業を支援したほか、チュニジアのオアシス灌漑事業、インドネシアの水資源開発事業、カザフスタンの上下水道整備事業、パキスタンの全国排水事業、ベトナムの水環境改善事業等を支援しました。
- ▶ 感染症問題への取り組みとしては、ベトナム地方病院医療開発事業(事例紹介参照)の感染症対策等に係るトレーニング実施を支援したほか、特に HIV/エイズ対策として、円借款インフラ整備事業における HIV/エイズ対策に係る指針を 2005 年 8 月に見直し、インドの高速輸送システム建設事業等において、工事に従事する労働者に対する HIV/エイズに関する啓発活動を支援対象としました。また、タンザニアにおけるマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業への融資を行いました。

<事例紹介> 地方病院医療開発事業 (ベトナム)

ベトナム北部山岳地域は、経済発展の遅れもあいまって、医療施設機材の老朽化及び病院スタッフの技術能力不足が深刻であり、医療機関が十分な機能を果たしておらず、特に同国で増加傾向にある外傷に対応できる地方の中核病院の整備が喫緊の課題となっています。

本行が支援した本事業は、ベトナム北部のハティン省、タイグエン省、ランソン省の 3 省において、地方中核病院への機材供与及び医療関連のトレーニングを提供することで、事業対象地域の医療サービスの向上等を図り、地域住民の健康改善に寄与することを目的とするものです。特に、医療サービス向上には、供与される基礎的医療機材に関する検査技術・治療技術の向上が不可欠であることから、本事業では、手術、母子保健や機材維持管理方法等のほか、鳥インフルエンザを含む感染症対策について、各病院へのトレーニングを実施します。

- ・また、上記の指標の対象とはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
 - ▶ 水資源問題については、東南アジア水フォーラム(2005 年 8 月)において、本行の様々な取り組み事例を紹介しました。また、メキシコで開催された第4回世界水フォーラム(2006 年 3 月)へ参加し、水資源の総合管理の専門家が参加する分科会を開催し、本行による支援事例の紹介とノウハウの提供を行いました。
 - ➤ アジア・太平洋地域エイズ国際会議は、HIV/エイズの世界的広がりを背景に、アジア・太平洋地域内での連携した対策への取り組み促進を目的として、1990 年から開催されている国際会議です。初の日本での開催となった 2005 年 7 月の第 7 回会議には約 4,500 名の参加がありましたが、本行はインフラ事業における建設労働者へのエイズ対策と企業の社会的責任(CSR)のテーマからなるサテライト・ミーティングを開催し、本行がメコン地域(タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム等)において実施しているエイズ対策の実例や本行が有する経験・知見を紹介しました。なお、本ミーティングには学識者をはじめ、国際機関、政府関係者、NGO、企業等、約 120 名が参加しました。
 - ▶ また、ベトナムにおいて、鳥インフルエンザに関連する保健・家畜防疫分野の調査を行い、国内感染症専門機関や外務省等と情報を共有するとともに、今後の支援可能性を検討しました。

酸性雨問題軽減に資する対策への支援

・(指標 2)については、計画を達成しました。円借款を供与したアゼルバイジャンのガス火力複合発電事業では、天然ガスを燃料とし、更に蒸気を利用する複合火力方式を採用すること、また低 NOx(窒素酸化物)バーナーを導入することから、NOx、SOx(硫黄酸化物)の大幅な排出削減が期待されます。

- 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・(指標 1)に関しては、前年度と同水準を保っていますが、実績は計画を下回っています。新規案件承諾の 時期が遅延したことや相手国政府内での政策変更等の外部要因によるものですが、相手国政府との政策 対話や調査を通じて、中長期的な視点で計画を立てる必要があります。また、エイズ対策会議における本 行の能動的な関与のように、各国の専門家や実務者との経験や知識の共有に努めつつ、事業形成・実施 への支援に取り組むことが重要です。



平和構築への貢献

取り組 み例	指標	2002 2003 2004 (14年度) (15年度) (16年度)		2005 (17年度)		2006 (18年度)	
					計画	実績	計画
紛争予防や、周辺国 を含めた紛争地域に おける復興・再発防 止への多様な支援	(指標 1) モニタリング指標 紛争予防や復興等に資する 取り組み件数	新規				14	
評	価 結 果						

:優れた取り組みがなされたと評価します。

: 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援

- ・(指標 1)の実績については、平和構築に向けた支援を積極的に行いました。
 - ➤ スリランカでは、約20年に及んだ民族紛争により、死者6万5千人、国内避難民80万人という多大な人的被害とともに、経済社会インフラの多くが破壊されました。内戦により被災した同国北部や東部地域の復興を支援するために、2004年度に引き続き、2005年度もスリランカ政府向けに平和構築支援金利(優遇金利)を適用した借款承諾を行いました。本事業は、反政府勢力のタミル人組織「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」の支配地域を含む同国東部州を対象とした初の円借款事業です。スリランカ政府は経済復興と和平促進の側面から北・東部を開発の優先地域としています。また、東部地域は、2004年12月に発生したインド洋津波被災地として経済格差がさらに拡大しているため、一層、復興・復旧が急がれています。本行は東部沿岸地域の道路復旧の支援を通じて、投資促進と地域産業の発展、コミュニティ外への就業機会の増加、教育・保健等社会サービスへのアクセスの向上等、多面的効果により同国の平和構築に寄与せんとしています。
 - ▶ グアテマラに対しては、30年以上に及ぶ内戦で被害が特に大きかった地域の道路整備を支援しました。 内戦時代に反政府勢力の拠点となっていた当該地域の復興・開発は遅れており、同地域を横断する 道路や周辺自治体へのアクセス道路、農村道路を整備することにより、当該地域の交通輸送手段の 確保を図り、住民の生活水準の向上及び地域経済の活性化を通じて和平の定着並びに貧困削減に 貢献するものです。
 - ➤ 本行は平和構築をテーマとした研究にも取り組みました。主なドナー国・国際機関の平和構築支援への取り組みを調査し平和構築の概念を整理するとともに、アフガニスタン等の事例研究を通じて本行の平和構築支援のあり方を検討しました。また、平和構築に関する検討会への参加やワークショップ開催などを通じて、JICA、アジア経済研究所、大学、NGO等との連携強化や知見の共有に努め、今後の平和構築支援に向けた効果的支援のあり方についての検討を進めています。
- ・また、上記指標の対象としていませんが、以下の取り組みがありました。
 - ▶ イラクの復興に関しては、日本政府が国際的に表明した支援方針に則り、本行はイラクの中長期的な

復興支援のための案件形成を進めてきました。多くの基幹インフラが破壊された同国では、新規円借款供与の検討に要する調査資料の不足や治安問題という大きな制約がある中で、隣国アンマンにも本行職員を長期派遣し、また本店からのミッションやワシントン事務所、カイロ事務所などによるイラク政府との数多くの協議を踏まえ、港湾、灌漑、電力セクター等における新規案件の形成を支援しました。特に、案件形成に関する調査に際しては、JICA や JETRO 等の日本側関係機関、国連開発計画や世界銀行、米国などの主要ドナーと緊密に連携し、効率的かつ効果的な実施に努めました。これらの調査が機動的に進められたことにより、その後、同国に対する借款供与(4 件、計約 800 億円)の手続きが進められています。

▶ 本行が国際機関とともに支援を行っているフィリピン南部(ミンダナオ島)における平和構築については、 紛争地域の自治政府による開発事業の調整能力向上について、現地フォーラム等でも提言する等、 積極的に関与しました。

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・平和構築への取り組みについては、これまでも、アフガニスタンの復興支援のために、本行職員がJICA専門家として派遣されるなど、様々な取り組みを行ってきました。スリランカやイラクをはじめ、本格的な平和構築を目指した継続的かつ機動的な対応が求められており、今後も日本政府の政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みが必要です。



災害への対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	20 (17 ^全 計画		2006 (18年度) 計画
災害予防を含む災害 対応の各段階におけ る多様な支援	(指標 1) Eニタリング指標 災害対応の観点から、緊急支援(復旧)、中長期的な復興・再開発や再発防止・予防に資する 取り組み件数	新規				19	
評	価 結 果						

:優れた取り組みがなされたと評価します。

:良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援

- ・(指標 1)のうち、緊急支援(復旧)および復興・再開発については、津波や地震等、世界各地で発生した大規模災害に対して、本行が有する国際機関やNGO等を始めとする幅広いネットワーク機能を活用し、迅速かつ積極的な緊急支援・復興支援の実施に努めました。具体的な実績の例は以下のとおりです。
- > 2004 年 12 月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害対策に関しては、被災各国政府からの支援要請を受け、本行、世界銀行及びアジア開発銀行等が中心となり、2005 年 1 月初旬より、スリランカ、インドネシア、モルディブにおいて緊急ニーズ調査を実施しました。その調査結果は詳細な復旧・復興計画を策定するための基本情報として、各国政府に報告されました(インドネシアとモルディブでは両国政府のホームページにて公開)。同調査結果をもとに、2005 年度には、スリランカに対して、津波被害を受けた小規模インフラ(道路、上水道、電力等)への復興支援及び漁業や観光等の民間セクターによる経済活動支援等、計 3 件につき、円借款を通じた支援を行いました。また、これまでモルディブに対する円借款供与の実績はありませんでしたが、緊急ニーズ調査結果を踏まえ、本行の案件形成支援調査を活用し、迅速な案件形成を行いました(2006 年 7 月に融資承諾)。
- > 2005 年 10 月に発生したパキスタン北東部の大地震に対しては、短期間の緊急支援を実施しました。震災直後、本行は世界銀行やアジア開発銀行、国連機関、JICA とともに緊急ニーズ調査に参加し、その後、調査結果を踏まえ、地震被害発生から約3ヶ月という短期間で、パキスタンに対する緊急震災復興支援借款を供与しました(事例紹介参照)。
- アルジェリア北部地震(2003年5月)の震災被害が甚大であったブーメルデス県及びアルジェ県において、被災した学校施設のうち特に被害の大きい小学校26校、中学校4校及び高校6校を対象とする、教育セクター震災復興事業を支援しました。両県では、学校組織毎に隣接校の教室または寄宿舎を借用、プレハブ仮校舎に移動、既存校舎を応急修復して使用、といった緊急措置をとり授業を継続していますが、教室や教育用機材の不足が生じる等、劣悪な教育環境となっており、更に、応急修復処置を施した施設等の耐震性が危惧されたため、本事業により施設再建を支援するものです。

災害対策としては、災害後の復興支援の他、災害時の被害を最小限に留めるための中長期的な防災措置が重要です。(指標 1)のうち、中長期的な再発防止・予防については、インドネシアやインドでの洪水制御、インドでの砂防ダムやサイクロン被害軽減のための海岸防災林等を含む事業に対して支援を行いました。海岸防災林事業については、過去に津波被災経験を持つ秋田県、及び自然災害の影響調査について豊富な経験を有する秋田大学と連携して、日本の防災に関する経験と知見を活かした案件形成を行いました(事例紹介参照)。

<事例紹介>

地震災害復興支援 (パキスタン)

2005 年 10 月のパキスタン大地震(マグニチュード 7.6)による被害は、死者 7.3 万人、負傷者 7 万人、倒壊家屋 18 万棟、また、家屋を失った人は約 250 万人に上りました。パキスタン政府の要請を受け、本行は世界銀行、アジア開発銀行、国連機関等と共同で緊急調査に参加し、「マクロ経済」、「運輸」、「上下水」の復興ニーズを調査しました。調査結果は、2005 年 11 月にパキスタン政府に提出され、同政府主催の援助会合にて発表されました。ムシャラフ大統領の強い要望を受けて、日本政府は、緊急調査の結果も踏まえ 1 億ドルの円借款の供与を表明し、震災発生後 3 ヶ月で、本行はパキスタン政府に対して復興資金を融資する契約を締結しました。本件は、日本からの国際緊急援助隊の派遣や日本政府等による無償資金協力の緊急支援とあわせ、日本による切れ目のない被災地向けの支援を印象付けるものとなりました。

津波被害軽減への支援 (インド)

インド洋津波災害により、インドでは国全体で1万人余りの人々が犠牲となりました。そのうち8千人は南部のタミールナド州に集中しましたが、本行は津波災害の後、同州における既往事業「タミールナド州植林事業」(1997 年融資承諾)に関する津波の影響調査を実施したところ、元々は地域の森林減少防止を目的として海岸に植林したマングローブ林が、今回の津波被害の軽減にも役立ったことが判明しました。

本行はこの調査結果を踏まえ、タミールナド州と同じ〈森林の荒廃が進む、インド東部オリッサ州における「オリッサ州森林セクター開発事業」についても、サイクロン被害の頻発している沿岸部の防災林整備を支援することとしました。具体的には、同事業の形成段階において、1983年の日本海中部地震津波で被災経験のある秋田県が、自治体行政の観点から実務的な助言を行い、また、自然災害の影響調査の分野で豊富な実績・経験を有する秋田大学が、植生別の津波被害の軽減効果などについて助言を行うなど、日本の経験と知見がインドの防災関係者に伝えられ、案件形成に活かされました。

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・スマトラ沖大地震・インド洋津波やパキスタン大地震など、大規模災害直後の迅速な対応(国際的援助連携、災害復興計画の立案協力、復興資金供与)の経験を活かし、今後も災害発生時の機動的かつ効果的な対応に努め、また、防災対策にも積極的に支援することが重要です。